

# 新型コロナウイルス防止のためのガイドライン

鹿沼市立上南摩小学校

## 1 新型コロナウイルス防止のための基本的方針について

### (1) 感染予防対策について

#### ①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントとして、「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」であることを踏まえ、以下のような取組を行う。

##### 1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認。

◎ 登校前に確認できなかった児童については、保健室等での検温及び風邪症状を確認し、保護者への連絡確認を行う。

##### 2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット、マスク着用の指導や換気を徹底する。

##### 3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

#### ②集団感染のリスクへの対応

教育活動において、集団感染が発生しやすいと考えられる3つの条件を徹底的に避ける。

##### 『3つの条件』

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ・ 近距離での会話や大声での発声を控える

## 2 学校における具体策について

### (1) 学校内における取組

#### ①健康観察について

- ・ 登校時に健康観察カードを通して、家庭での体調確認を行う。(発熱、風邪症状、保護者押印の確認)
- ・ 健康観察カードでの確認が不十分であったり、児童に風邪症状がみられたりする場合は、保護者へ連絡する。その際、他の児童との接触を避けるために保健室にて待機させる。
- ・ 昼食前に教室にて検温を行う。また、適時児童の様子の観察や言葉かけを行い、体調確認をする。
- ・ 担任、授業者、養護教諭との連携を密にして、児童の様子を連続的に共有し、体調の変化に素早い対応ができるようにする。
- ・ 発熱や風邪症状がみられるときは、直ちに保護者に連絡し、早退、休養させる。

#### ②施設管理について

- ・ こまめな換気を行う。(休み時間ごとに対極的に窓を開けるとともに、できるだけ授業中においても窓を開けて換気を行う。)
- ・ 校内の消毒を行う。特に人が触れる箇所については、こまめに消毒を行う。(ドアノブ、机、

- 椅子、手すり、スイッチ、蛇口、トイレレバー、教具、遊具等 \*消毒は教職員が行う)
- ・玄関、昇降口、ランチルームの出入口にアルコール消毒液を置く。
- ・消毒液等の備蓄（アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム 0.02%水溶液、漂白剤希釈液）

### ③教育活動について

- ・「3つの密」が、同時に重なる場を徹底的に回避する学習形態…児童が向き合うことを避ける。児童同士の間隔は広くとる。給食は前向き給食とし、給食・清掃活動は無言で行う。

#### 〈三つの密〉

- ・ **密閉** （換気の悪い空間にいる）
- ・ **密集** （手の届く距離に多くの人がいる）
- ・ **密接** （近距離での会話や発声がある）

学習内容…「3つの密」の発生が予想される内容は、活動内容を変更したり、単元の順序を変更したりするなど、指導計画を感染防止の視点で見直す。（特に、身体接触や発声の伴う実技教科では、積極的に見直すこと）

行事の見直し…感染状況を踏まえて、実施（縮小実施）・延期・中止の判断を行う。

- ・学習すべき指導内容は、可能な限り年度内での教育課程で行う。その際、補充のための授業等が児童や教職員の負担過重とならないよう配慮する。また、鹿沼市教育委員会をとおした指導方針を踏まえることに留意する。

### ④児童への指導について

- ・新型コロナウイルスに対する正しい知識をもたせること。\*児童の心の安定に重視する。
- ・指導の際は、必ず人権教育の視点を踏まえて行うこと。
- ・未来に向けて明るい展望をもたせ、自分の問題として考えていく指導であること。
- ・児童が行うべき行動については、視覚化した資料をもとに徹底させること。その際は、保護者や地域へはHP等をとおして周知すること。

\*「みんなの健康のために ひとりひとりが がんばること」

マスク着用、咳エチケット、ハンカチの携帯、検温、健康観察カードの提出、手洗い、消毒、換気、給食や清掃での無言活動、人との接触回避 等

### ⑤心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を実施し、心の健康問題に適切に取り組む。

### ⑤保護者や地域に向けて

感染防止に向けた学校教育について、通知やHP、マチコミをとおして周知し、理解と協働を得

る。

- ・感染状況を伝え、学校における対応策を周知する。また、人権擁護の視点も明記する。

\*発熱や風邪の症状がみられる場合は、自宅にて休養させる。

学校で行う取組で不安な点を早急に共有し、個別に配慮することを確認する。（アルコールのアレルギーなど）

- ・家庭での健康観察や管理については、検温や健康観察カードの記入など具体的に依頼し、連携を密に図ることのできる体制を整える。
- ・授業における学習内容や行事の実施など、できるだけ早く見通して周知する。
- ・家庭において、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事について心がけるよう依頼する。

### 3 臨時休業について

市教委や関係機関等の指示のもと、学校保健安全法（第20条）に基づき臨時休業と決定された場合、速やかに以下の対応を行う。

＊学校保健安全法（昭和33年法律第56号）  
（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

#### （1）児童、保護者、学校関係者への速やかな周知

学校関係者…PTA会長、各自治会長、交通指導員、児童館、学校支援ボランティア等

#### （2）学習指導、児童指導に関すること

##### ①家庭学習について

教科書に基づく家庭学習を進めることができるよう、児童の実態に応じたワークシートを用意したり、テレビ放送やオンライン教材等の活用を紹介したりするなど、学習に著しい遅れが生じることのないよう必要な措置を講じる。また、その措置については保護者へ周知し、家庭と連携した取組となるように留意する。

##### ②登校日の設定について

児童の学習状況の確認や補習等の学習指導を行うとともに、児童指導、児童の健康観察等を適切に行う観点から、必要に応じて登校日を設ける。

##### ③その他の指導について

登校日以外の日においても、学習状況の確認のための家庭訪問や、児童指導における配慮からの電話や家庭訪問など、児童や保護者の事態に配慮したきめ細かな対応を行う。その際、教職員の勤務負担が過重にならないよう留意する。

#### （3）心のケアに関すること

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童及びその保護者との連絡を密にし、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童の心のケアに配慮する。

#### （4）児童館、中学校等との連携について

臨時休業に伴う本校の対応について、児童が関わるのが想定される機関等へ連絡し、児童や保護者への負担に配慮した取組となるよう連携を密に図る。

#### （5）出席停止として扱うもの

##### ①児童の感染が判明した場合

・市教委の判断により、臨時休業とし、全生徒を出席停止とする。

##### ②児童が、感染者との濃厚接触者に特定された場合

・濃厚接触者と認められる場合には、最低14日間は出席停止とし、症状を観察する。

##### ③児童に発熱等の風邪症状が見られるとき

・速やかに帰宅させる。

##### ④感染に対する不安等により、保護者が登校を見合わせたい場合

#### （6）発生報告について

感染が確認された児童、濃厚接触者に特定された児童等についての情報を得た場合は、市教委、及び学校医に報告する。

##### ①感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

・児童が感染した場合・・・児童は治癒するまで出席停止。

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の期間について判断する。

②教職員が感染した場合・・・当該教職員は、病気休暇。

市教委等、関係機関と相談の上、臨時休業の期間について判断する。

③児童や教職員が濃厚接触者に特定された場合

児童は最低14日間の出席停止。当該教職員は、自宅待機や入院等。

＊濃厚接触者の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間。

＊濃厚接触者の範囲：濃厚接触者の特定は専門機関が行う。

(学校での参考例)

- ・換気していない教室や職員室等で、長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触した。
- ・教室や職員室の座席が、感染者の両隣り、前後、対面、斜め前後の席に位置している。
- ・手が触れることのできる近い距離で会話をした。など。

(一般的な参考例)

- ・感染症が疑われる者と同居、あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染が疑われる者を、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者の飛沫や体液等の汚染物質に、直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れること、又は対面で会話することが可能な距離（目安として2m）で、必要な感染予防なしで、患者と接触があった者

④本人及び同居の家族等がPCR検査を受けた場合、結果が出るまで自宅で待機する。

#### 4 その他

(1) 学校における児童指導の充実について

①児童をよく見る

- ・行動の変化、からだの反応、以前と異なる表情や会話の変化を見る。

②情報を速やかに共有し、対策をたてる

- ・ネットワークを生かし、危機感と課題を共有する。
- ・今できること、今行うべきことを出し合い、具体策を共有する。

(いつ、どこで、だれが、なにを、どのように)

③対策の実施

- ・全職員の取組について、実施状況とその成果を確認しながら、修正を図り進めていく。

(2) 行事等における対応について

今後実施予定の行事等においても、3つの密に照らし合わせ、発生リスクが高い場合には、実施内容を検討し、実施内容の変更・縮小、実施の中止を決める。